

第43回定時株主総会招集ご通知

日時

2022年6月17日(金曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

場所

京都市下京区烏丸通塩小路下ル(京都駅ビル内)
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件
第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する
退職慰労金贈呈の件

* 本年はお土産のご用意はございません。



株主の皆様へ

株主の皆様のご支援のもと、
おかげさまで第43期の業績は
増収増益となり、過去最高の実績
となりました。

今後も創業精神である「美容
業界（美容室経営）の近代化」を
実現しながら、着実な成長を目指
してまいります。

株主の皆様におかれましては、
引き続き温かいご支援を賜ります
ようお願い申し上げます。

コタ株式会社
代表取締役社長 小田博英

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大防止の対応について

当社では、かねてより株主総会を株主様との貴重な対話・交流の場と位置づけ、多くの株主様にご出席いただく方針で開催しております。しかしながら、本年も新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑みまして、誠に残念ではございますが、以下のとおりのお願いと対応をさせていただきたく存じます。

株主様におかれましては、何卒ご理解・ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

1. 株主様へのお願い

- ・株主様の健康維持および感染拡大防止策の一環として、本年も株主総会へのご出席は極力お控えいただくことをご検討ください。特に、ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方につきましては、株主総会へのご出席をお控えになることをご検討ください。
- ・ご出席をお控えになる場合、インターネットまたは同封の議決権行使書で議決権を行使できますので、そのご利用も併せてご検討ください。
- ・ご出席を予定されている株主様におかれましては体調にご留意いただき、体調のすぐれないときはくれぐれもご無理なされませぬようお願いいたします。
- ・ご出席の場合、会場ではマスクのご着用、アルコール消毒液のご利用、ご入場前の検温にご協力をお願いいたします。
- ・会場内では、席の間隔を空けてご着席をお願いすることがあります。

2. 当社の対応について

- ・株主様へのお土産は、混雑や接触回避のため本年もやむなく中止とさせていただきます（お土産のご用意はございません）。
- ・株主総会当日、登壇者および運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・毎年、ご好評いただいております総会開会前のヘアケアに関するデモンストレーション、製品展示、総会閉会後のIR説明会は、誠に残念ではございますが本年もすべて中止させていただきます。
- ・ご来場の株主様で咳やくしゃみなど体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

上記のご案内は、2022年5月9日現在の状況から判断しております。今後の状況変化により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

株 主 各 位

京都府久世郡久御山町田井新荒見77番地

コタ株式会社

代表取締役社長 小田博英

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2022年6月16日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月17日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

前頁をご確認のうえ、ご出席は極力お控えいただくことをご検討ください。
2. 場 所 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）
ホテルグランヴィア京都 3階 「源氏の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第43期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件
第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱いたします。
- (2) 株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人の人数を1名とし、資格は当会社の議決権を有する他の株主様とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本通知は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cota.co.jp/>) に掲載しております。

◎開会間際は受付が混雑いたしますので、お早めにご来場ください。

- (注) 1. 本通知において提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しています。

なお、会計監査人及び監査役が監査した計算書類は、本通知に記載の各書類と、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載の上記の事項となります。

掲載サイトアドレス <https://www.cota.co.jp/ir/soukai.html>



2. 本通知の株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することによりお知らせいたします。

当社ウェブサイト <https://www.cota.co.jp/>

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類7頁～23頁をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権の行使には次の3つの方法がございます。

① インターネットにより議決権を行使する場合



議決権行使期限

2022年6月16日（木曜日）午後5時30分締切
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

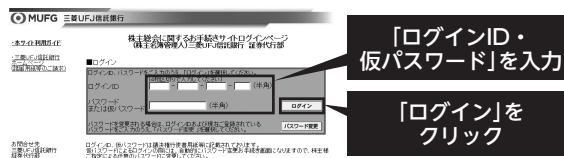
ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

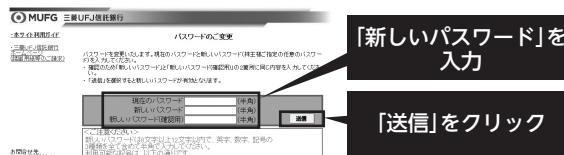
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



3 新しいパスワードをご登録ください。

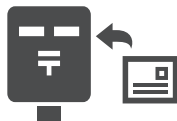


4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（通話料無料）
(受付時間 午前9時から午後9時まで)

② 議決権行使書を郵送する場合



株主総会にご出席されない場合、議案の賛否をご表示のうえ、**2022年6月16日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。**

③ 株主総会へ出席する場合



議決権行使書を会場受付へご提出ください。
また、本通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使のお取り扱いについて

インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット並びに書面による議決権行使が重複してなされた場合

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

議決権行使書に賛否のご表示のない場合

議決権行使書において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の持続的な向上と企業体質のさらなる強化を目指しつつ、業績の状況、内部留保の充実並びに配当性向等を総合的に勘案しながら、株主の皆様への利益還元を重視した安定配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、1株当たり普通配当20円（前期に比べ2円増配）とさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 20円

配当総額 430,692,940円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月20日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供制度をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- (2) 今後の着実成長の経営路線を背景とした企業価値向上の実現に向け、経営体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役の員数の上限を12名以内から18名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第三章 株主総会</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第三章 株主総会</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は12名以内とする。</p> <p>第20条～第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は18名以内とする。</p> <p>第20条～第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>1</u> 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため取締役3名及び社外取締役2名を増員し、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役在任年数	取締役会出席状況
1	おだひろてる 小田博英 再任	代表取締役社長	30年1ヶ月	94% 16/17回
2	ひろせしゅんじ 廣瀬俊二 再任	常務取締役	18年	100% 17/17回
3	ひらたみつお 平田律雄 再任	常務取締役 総務部長	11年7ヶ月	100% 17/17回
4	やまさきしょうや 山崎正哉 再任	取締役 経営企画部長	11年7ヶ月	100% 17/17回
5	かわむらしょうご 河村省吾 再任	取締役 生産部長	4年	94% 16/17回
6	よしだしげはる 吉田茂治 新任	営業第二部長	—	—
7	にしむらみつひろ 西村充弘 新任	広報・IR部長	—	—
8	おきむらひであき 沖村英明 新任	教育研修部長	—	—
9	はらまさかず 原正和 再任 社外	社外取締役 (独立役員)	7年	100% 17/17回
10	やまなかちか 山中智香 新任 社外	—	—	—
11	にしおくみこ 西尾久美子 新任 社外	—	—	—
12	ほんじょうれんか 本城蓮華 新任 社外	—	—	—

(注) 本議案に関する各取締役候補者の在任年数は、本総会終結の時のものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>おだひろてる 小田博英 (1959年10月3日生)</p> <p>再任</p>	<p>1984年9月 当社入社 1991年3月 当社総務部長 1992年5月 当社取締役総務部長 1995年4月 当社常務取締役営業本部長 1998年1月 当社常務取締役管理部長 2004年6月 当社代表取締役社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社英和商事代表取締役社長</p>	742,137株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、優れた経営判断力とリーダーシップを有しており、2004年6月の代表取締役社長就任から18年間、当社の経営を牽引し、一貫して業績を向上させてきたことに加え、「美容業界の近代化」という当社の創業精神を通じて、美容業界における当社の存在感を高めてまいりました。これらの実績を考慮し、持続的な企業価値向上の実現のために必要な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>ひろせしゅんじ 廣瀬俊二 (1961年6月19日生)</p> <p>再任</p>	<p>1987年12月 当社入社 1996年4月 当社営業第二部長 2004年6月 当社取締役営業第二部長 2009年6月 当社取締役経理部長 2018年4月 当社常務取締役経理部長 2019年4月 当社常務取締役 (現任)</p>	131,145株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業業務を中心に会社の業績向上に貢献してきたほか、財務・会計・税務についても高い知見を有しており、業績の進捗管理や金融機関との折衝、経営企画にも携わる等、その職責を十分に果たしております。また、IR活動においては投資家と積極的な対話を行い、当社に対する理解と賛同を深めることで、投資家との良好な関係づくりに貢献しております。これらの実績を考慮し、会社を成長させるための戦略や戦術の構築に必要な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	ひら た りつ お 平 田 律 雄 (1963年1月1日生) 再任	1984年10月 当社入社 2009年6月 当社CS部長 2010年11月 当社取締役CS部長 2012年6月 当社取締役総務部長 2018年4月 当社常務取締役総務部長(現任)	83,192株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、人事・総務・法務部門に加え、旬報店システムや営業業務に関する高い知見を有しているほか、社内の人材育成や製品開発にも携わる等、その職責を十分に果たしております。また、複数の社内横断会議に出席することで会社の状況把握を行い、積極的で建設的な発言をしているほか、コンプライアンスやリスク管理の観点から、取締役会における議論の活性化に寄与しております。これらの実績を考慮し、人事戦略の構築やコーポレート・ガバナンスのさらなる向上のために必要な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	やま さき しょう や 山 崎 正 哉 (1970年9月2日生) 再任	1989年4月 当社入社 2009年6月 当社営業第二部長 2010年11月 当社取締役営業第二部長 2018年4月 当社取締役経営企画部長(現任)	131,016株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業・販売分野での豊富な経験を有しており、その経験を活かした旬報店の開拓と育成に寄与してきたことに加え、美容室の業績向上及び「美容業界の近代化」に大きく貢献しております。また、新たな視点・コンセプトを取り入れた製品の開発や営業戦略の立案・推進を主導し、当社の企業価値の向上に寄与しております。これらの実績を考慮し、新たな経営戦略の構築や経営基盤の強化のために必要な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	かわ むら しょう ご 河村 省吾 (1962年9月22日生) 再任	1994年12月 当社入社 2012年4月 当社生産部長 2018年6月 当社取締役生産部長(現任)	36,734株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、製造・物流分野での豊富な経験を有しており、その経験を活かし、当社の基本姿勢である安心・安全なものづくりに加え、物流の責任者として高品質な製品を市場に安定的に供給し続けるなど、当社や当社製品に対するユーザーの満足度と信頼の向上に貢献してまいりました。また、工場において効率的な生産を実現するべく現場業務の改善に積極的に取り組むなど、会社の業績向上にも大きく寄与しております。 これらの実績を考慮し、経営的観点から製造・物流部門を主導するとともに、メーカーとしてさらなる高品質な製品の安定供給の実現と企業価値向上のために必要な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
6	よし だ しげ はる 吉田 茂治 (1972年2月17日生) 新任	1994年4月 当社入社 2018年4月 当社営業第二部長(現任)	38,788株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業・販売分野での豊富な経験を有しており、その経験を活かした旬報店の開拓と育成に寄与してきたことに加え、美容室の業績向上及び「美容業界の近代化」に大きく貢献しております。これらの実績を考慮し、経営的観点からの営業基盤強化のために必要な人材であると判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	にし むら みつ ひろ 西村充弘 (1972年7月9日生) 新任	1995年4月 当社入社 2018年4月 当社広報・IR部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社英和商事取締役	26,190株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、営業経験を基盤とした広報・IR分野及び財務・会計において豊富な経験を有しており、その経験を活かしたステークホルダーへの対応等を通じて、当社のファンである株主やユーザーづくりを行ってまいりました。</p> <p>これらの実績を考慮し、共有を軸とする広報・IR活動を通じて、企業価値の向上を実現するために必要な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		
8	おき むら ひで あき 沖村英明 (1974年11月18日生) 新任	1997年4月 当社入社 2018年4月 当社教育研修部長(現任)	22,085株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、営業経験を基盤とした教育研修分野において豊富な経験を有しており、その経験を活かした社内の従業員教育及びお取引先美容室の早期スタイリスト育成等を行ってまいりました。</p> <p>これらの実績を考慮し、経営的観点から次の世代を担う従業員の育成のために必要な人材であると判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
9	<p style="text-align: center;">はら まさ かず 原 正 和 (1976年5月5日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外</p>	<p>2002年10月 弁護士登録 2002年10月 弁護士法人F A S 淀屋橋総合法律事務所入所 2003年7月 あすなる法律事務所（現 弁護士法人あすなる）入所 2008年5月 デューク大学ロースクール（LLM課程）修了 2008年8月 Earthjustice（環境法律事務所兼NGO）客員弁護士 2009年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2010年5月 弁護士法人あすなる代表社員弁護士（現任） 2015年6月 当社取締役（現任） 2018年6月 ナビタス株式会社社外監査役（現 シリウスビジョン株式会社） 2018年12月 三露産業株式会社社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 弁護士 三露産業株式会社社外監査役</p>	4,148株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、弁護士として企業法務に精通し、その豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会において、独立した客観的な立場に基づき、法的な面はもちろん倫理・道徳面も含めた多面的かつ建設的な発言を積極的に行っております。 これらの実績を考慮し、社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断しております。同氏には、経営陣から独立した立場で、同氏の知識や経験を当社の経営の監督等に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
10	<p style="text-align: center;">やま なか ち か 山 中 智 香 (1967年10月24日生)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; margin: 5px auto; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; margin: 5px auto; padding: 2px;">社外</div>	<p>1990年 4 月 田辺製薬株式会社（現 田辺三菱製薬株式会社）入社 1990年 6 月 薬剤師免許登録 1994年 2 月 ことぶき漢方薬局入社 2007年 4 月 有限会社リエゾン はるかぜ薬局入社 2012年 1 月 ウィズ・グロー開業（現任） 2017年 1 月 福山大学薬学部非常勤講師（現任） 2018年 4 月 キャリアコンサルタント登録 2022年 4 月 神戸薬科大学非常勤講師（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） ウィズ・グロー代表 神戸薬科大学非常勤講師</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、キャリアコンサルタントとして多くの企業の人材育成及び組織開発に携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会において、独立した客観的な立場に基づき、多面的かつ建設的な発言を積極的に行うことができると判断いたしました。 これらの豊富な経験を考慮し、社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断しております。同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、その知識や経験に基づき社内の人材育成及び組織開発への助言を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
11	<p style="text-align: center;">にし お く み こ 西 尾 久美子 (1960年7月4日生)</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 50px; margin: 5px auto; padding: 2px;">新任</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 50px; margin: 5px auto; padding: 2px;">社外</div>	<p>2006年3月 神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程修了</p> <p>2008年4月 京都女子大学現代社会学部准教授</p> <p>2013年4月 京都女子大学現代社会学部教授</p> <p>2013年6月 社会医療法人岡本病院（財団）理事就任（現任）</p> <p>2021年4月 近畿大学経営学部教授（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 社会医療法人岡本病院（財団）理事 近畿大学経営学部教授</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、経営学部教授として人材育成と事業システムに精通し、その豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会において、独立した客観的な立場に基づき、多面的かつ建設的な発言を積極的に行うことができると判断いたしました。 これらの豊富な経験を考慮し、社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断しております。同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、博士（経営学）としての学術的知見に基づき経営に対する助言を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
12	<p>ほん じょう れん か 本 城 蓮 華 (戸籍上の氏名：前田義高) (1980年6月4日生)</p> <p>新任</p> <p>社外</p>	<p>2002年9月 Oh! 亜斗夢 (ニューハーフショーパブ) 勤務</p> <p>2009年10月 ニューハーフクラブ K A M A L A 開業 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ニューハーフクラブ K A M A L A</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>同氏は、トランスジェンダーとしてLGBTQ問題に精通しており、取締役会において、独立した客観的な立場かつダイバーシティの観点から、建設的な発言を積極的に行うことで、社内における性的マイノリティに関する理解を深耕できると考えております。</p> <p>これらの豊富な経験を考慮し、社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断しております。同氏は、直接企業経営に関与した経験はありません。しかしながら、当社での就労を志望する者、既に就労している従業員の中にも、性的マイノリティであることを悩みながら日々を過ごしている者がいる可能性が高いと考えられます。その者たちへの理解を深耕し、多様な人材の活躍を促進させることに加え、同氏が常に女性らしさを追究していることから、当社の営業及び研究開発業務において有用な助言をいただけることを期待し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 原正和氏、山中智香氏、西尾久美子氏及び本城蓮華氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、原正和氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。本議案が承認可決された場合、同氏、山中智香氏、西尾久美子氏及び本城蓮華氏を独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
4. 原正和氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、原正和氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、原正和氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、山中智香氏、西尾久美子氏及び本城蓮華氏が取締役選任された場合は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告33頁をご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役のスキルマトリクス

第3号議案が承認された場合の取締役の主な専門性は、次のとおりであります。

番号	氏名	当社における地位及び担当	企業経営	人事労務	法務 コンプライアンス
1	お だ ひろ てる 小 田 博 英	代表取締役社長	●	●	●
2	ひろ せ しゅん じ 廣 瀬 俊 二	常務取締役	●		
3	ひら た りつ お 平 田 律 雄	常務取締役 総務部長	●	●	●
4	やま さき しょう や 山 崎 正 哉	取締役 経営企画部長	●		
5	かわ むら しょう ご 河 村 省 吾	取締役 生産部長	●	●	
6	よし だ しげ はる 吉 田 茂 治	取締役 営業第二部長	●		
7	にし むら みつ ひろ 西 村 充 弘	取締役 広報・IR部長			
8	おき むら ひで あき 沖 村 英 明	取締役 教育研修部長			
9	はら まさ かず 原 正 和	社外取締役 (独立役員)	●	●	●
10	やま なか ち か 山 中 智 香	社外取締役 (独立役員)			
11	にし お く み こ 西 尾 久美子	社外取締役 (独立役員)	●		
12	ほん じょう れん か 本 城 蓮 華	社外取締役 (独立役員)			

人材育成	財務会計	営業	研究開発	生産	ESG	ダイバーシティ
		●		●		●
●	●	●		●		
			●		●	
	●	●	●			
				●	●	
		●				
	●				●	
●		●				
●			●			
●						
			●			●

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残任期間とします。また、本決議の効力は、当社定款第32条の定めにより選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなり、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることといたしたく存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
おか もり ひさ のり 岡 森 久 倫 (1964年7月9日生)	1987年4月 国税専門官 1990年10月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社 1994年8月 木村税務会計事務所入所 2000年7月 株式会社関西ベンチャーインキュベート取締役（現任） 2003年2月 リンクス監査法人（現 リンクス有限責任監査法人）社員（現任） 2004年12月 K V I 税理士法人代表社員（現任） 2021年1月 当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士 税理士 株式会社関西ベンチャーインキュベート取締役	300株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 同氏は、税務会計業務に関する豊富な知識と公認会計士及び税理士としての経験を十分に活かして、客観的かつ公正な立場に立って経営の監視監督を行うことができることから、新たに補欠監査役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡森久倫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 岡森久倫氏が社外監査役に就任された場合は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。
4. 岡森久倫氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって1年5ヶ月となります。
5. 当社は、岡森久倫氏が社外監査役に就任された場合は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、岡森久倫氏が社外監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告33頁をご参照ください。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月19日開催の第36回定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役は30百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等の諸般の事情を勘案し、また今後の事業展開及び経営管理体制強化に備えるため、取締役の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役は50百万円以内）と変更させていただきたく存じます。

なお、現在の取締役の員数は7名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は12名（うち社外取締役は4名）となります。

当社は、事業報告33頁記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役 種田 ゆみこ氏及び監査役 岡森 久倫氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。なお、本議案の株主総会への付議は、当社役員退職慰労金規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おいだ 種 田 ゆみこ	2020年6月 当社社外取締役 現在に至る
おかもりひさのり 岡 森 久 倫	2021年1月 当社社外監査役 現在に至る

(ご参考) 役員退職慰労金に対する考え方

当社は、着実な成長を目指すべく経営を行っており、実質的にその業績に連動する形で役員報酬を決定し、その決定した役員報酬を基礎として役員退職慰労金を引き当てております。

従いまして、当社の役員退職慰労金は、着実成長を背景とした在職中の職務に対する対価として捉えるのが基本的な考え方であり、毎月の役員報酬からその一部を積み立てているも

ので、役員報酬の後払い的性格を有するものと考えております。

また当社の規程では、業務上横領、背任等の不正行為を理由に解任された場合、在任中の行為により会社に重大な損害を与えた場合、辞任または退任時の会社の経営状態に鑑みて支給することが相当でない場合（以下、「不支給事由」といいます）は、役員退職慰労金を支給しないことに加え、支給後であっても不支給事由に該当することが判明した場合、退任した役員は、支給された退職慰労金の全部または一部を返還しなければならないと定めております。さらに、支給に際してはその是非について株主総会にお諮りし、ご承認いただいております。このように、役員報酬の後払い的性格であることと、役員法令違反、職務規律違反及びそれによる会社への損害を抑制することが期待できるため、役員退職慰労金制度を設けております。

また、その支給額については、当社の規程に基づき、合理的に算出される支給見込み額を毎期引当金として繰り入れており、定時株主総会において、事業報告及び計算書類で報告されたものとなっております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

当事業年度より、会計方針の変更を行っており、事業報告に記載している前期の金額及び前期比較は遡及処理後の金額によっております。

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が進む一方、新たな変異株の発生により、国内での新規感染者数が拡大するなど、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

美容業界におきましても、今後の感染状況による影響は不透明であり、美容室の来店客数や業績への影響については、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

このような状況の中、当社におきましては「女性は髪からもっと美しくなれる」というコーポレートスローガンのもと、美容室でのカウンセリングを通じて、来店客に対して付加価値の高いヘアケア提案を行いました。特に、ヘアケアの基本であるシャンプー及びトリートメントの主力ブランドである「コタ アイ ケア」を中心に美容室での販売を推進することで、多くの『女性のキレイ』を髪から応援しております。また、創業精神である「美容業界の近代化」をベースに、独自のビジネスモデルである「旬報店システムを軸としたコンサルティング・セールス」と「トイレタリーの販売を中心とした店販戦略」を引き続き展開いたしました。コロナ禍におきましても感染対策を十分に行いながら、お取引先美容室に対して、対面とオンラインによる営業活動を通じて徹底的に寄り添い、業績向上に向けた提案や経営に関する支援を行いました。

売上高につきましては、当社のビジネスモデルである店販戦略の継続的な推進により創出されたトイレタリーの底堅い需要を背景に、「コタ アイ ケア」の販売が堅調だったことに加え、2021年5月に発売したトイレタリーの新製品「コタクチュール」についても好調に推移（計画：1,600百万円／実績：1,844百万円）したことにより、前期実績を上回ることができました。

また、売上原価につきましては、増収により増加いたしました。引き続き原価管理の見直し等を行っていることから、売上原価率は前期実績と同等になりました。販売費及び一般管理費につきましては、人件費等の増加により前期実績を上回りました。特別損失につきま

しては、「コタ アイ ケア シャンプー」の一部ロットの自主回収を進めていることから、発生が見込まれる関連費用（158百万円）を計上しました。

これらの結果、当事業年度につきましては、売上高は8,691百万円（前期比18.7%増）、営業利益は2,151百万円（前期比32.7%増）、経常利益は2,177百万円（前期比31.4%増）、当期純利益につきましては、1,393百万円（前期比19.2%増）となりました。

また、売上高は24期連続の増収、営業利益、経常利益は9期連続、特別損失を計上しましたが当期純利益も3期連続の増益となり、いずれも過去最高となりました。

なお、当社は美容室向けの頭髪用化粧品及び医薬部外品の製造、販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の開示は行っておりませんが、売上高の内訳は、以下のとおりであります。

区 分	主 要 品 目	前 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		当 期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		増 減 率 (%)
		売 上 高 (千円)	構 成 比 (%)	売 上 高 (千円)	構 成 比 (%)	
トイレタリー	シャンプー・トリートメント等	5,598,689	76.4	7,042,331	81.0	25.8
整 髪 料	ローション・スプレー・フォーム・ワックス等	1,383,468	18.9	1,394,080	16.0	0.8
カ ラ ー 剤	ヘアカラー・ヘアマニキュア等	311,597	4.3	329,565	3.8	5.8
育 毛 剤	薬用育毛促進剤等	282,594	3.9	261,990	3.0	△7.3
パ ー マ 剤	ウェーブ剤・ストレート剤・カーリング料等	114,335	1.6	108,624	1.3	△5.0
そ の 他	販売促進用品等	73,709	0.9	104,878	1.2	42.3
売 上 高 控 除		△439,781	△6.0	△550,144	△6.3	-
合 計		7,324,613	100.0	8,691,327	100.0	18.7

当社では、「美容室の繁栄が当社の繁栄につながる」という基本的な考え方のもと、具体的な戦略として、美容室の経営改善システムである「旬報店システム」を軸とした美容室の経営コンサルティング（コンサルティング・セールス）を展開し、トイレタリー（シャンプー、トリートメント等）の販売を中心とした「店販」を戦術として、成長・繁栄につながるさまざまな提案を美容室に行っております。そのため売上高に占めるトイレタリーの割合は70%超となっており、同業他社に比べ高いことが特徴であります。

(2) 資金調達の状況

研究開発施設「COTA KYOTO Lab (コタ キョウト ラボ)」の建設に係る設備投資資金等を調達することを目的とし、自己株式を活用した第三者割当てによる第1回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）を2021年3月25日に発行いたしました。当事業年度におきまして、本新株予約権の権利行使により765,574千円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は271,787千円であり、その主なものは、東京支店の移転に伴う工事費用、基幹システムサーバの買い替え及びパレタイザーの取得等によるものであります。

なお、これらの所要資金については、すべて自己資金で賄っております。

(4) 会社が対処すべき課題

今後の美容業界は、来店客数の減少や客単価の伸び悩み等、美容室にとって厳しい経営環境が続く、また過当競争によりオーバーストア状態である美容室軒数は、徐々に市場規模に見合った軒数に向かうと推測されます。美容室経営におきましては、引き続き経営競争による二極化が進むことが予想されますが、独自のビジネスモデルである「旬報店システムを軸としたコンサルティング・セールス」と「トイレタリーの販売を中心とした店販戦略」を展開し、美容室の業績向上に資することができる当社にとっては、今後のビジネス環境の変化は追い風であると認識しております。この追い風を確実に当社の業績へつなげるべく、以下の課題に取り組んでまいります。

① 人材育成と働き方改革

会社が着実に成長し持続していくためには、次の世代を担う人材（後継者）の育成が不可欠であります。社内外研修の充実を図り、「コーポレート・ガバナンス ガイドライン」を明瞭かつ的確に伝えるとともに、多様な人材を確保し、将来の会社経営を担う人材育成に一層努めてまいります。「コーポレート・ガバナンス ガイドライン」は、当社が目指す未来である「コタビジョン」をすべてのステークホルダーの皆様と共有し、最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを目的としております。

また、これまでの仕事のあり方及び働き方を見直し、業務効率化や生産性向上を意識した、労働環境の再整備に取り組んでまいります。

② 旬報店の開拓と業績向上

当社の業績を支える根幹は、旬報店の業績向上にあります。当社の創業精神である「美容業界の近代化」を共有できる新規旬報店の開拓を推進するとともに、既存旬報店の成長に資するべく、「旬報店システムを軸としたコンサルティング・セールス」のさらなる拡充に努めてまいります。

③ 積極的なIR活動の推進

これまでのIR活動をベースに、対象者、対象地域及び手法等を適宜、改善しながら推進することで、投資家層への浸透を図るとともに潜在的株主の裾野を広げ、株主数の増加、知名度の向上につなげてまいります。

また、会社の意思決定・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現する観点から、主体的な情報開示と株主との対話のさらなる充実を図ってまいります。

④ 非正規販売対策の推進

当社製品（シャンプー、トリートメント、整髪料等）は、美容室でのカウンセリングを通じた対面による店舗販売を原則とする製品であります。したがって、美容室を経由しないインターネットや小売店等での非正規販売は、お客様一人ひとりの髪の状態に適した製品を選択することができません。これを放置しては、結果として当社製品のブランド価値の低下を招くとともに、美容室の業績及び消費者にも悪影響を与えることから、非正規販売を完全否定するための対策をより一層進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 40 期 (2019年3月期)	第 41 期 (2020年3月期)	第 42 期 (2021年3月期)	第43期(当期) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	6,597,083	7,047,523	7,324,613	8,691,327
経 常 利 益 (千円)	1,400,035	1,491,908	1,657,447	2,177,647
当 期 純 利 益 (千円)	965,046	1,035,549	1,169,187	1,393,615
1 株当たり当期純利益 (円)	40.14	43.45	49.07	59.62
総 資 産 (千円)	9,401,956	10,356,224	11,585,688	13,084,993
純 資 産 (千円)	7,009,060	7,744,389	8,581,471	9,540,032

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
 なお、期中平均発行済株式数は、自己株式を控除して算出しております。
2. 第43期(当期)の状況は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
3. 各期の1株当たり当期純利益は、2019年4月1日付の株式分割(1:1.1)、2020年4月1日付の株式分割(1:1.1)、2021年4月1日付の株式分割(1:1.1)及び2022年4月1日付の株式分割(1:1.1)が第40期の期首に行われたと仮定して算定しております。
4. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第40期、第41期及び第42期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値を記載しております。

(6) 主要な事業内容

当社では、美容室向けの頭髪用化粧品及び医薬部外品の製造、販売を主な事業としております。

(7) 主要な事業所

- ① 本 社：京都（京都府久世郡）
- ② 支 店：仙台、東京（東京都渋谷区）、横浜、千葉、名古屋、金沢（石川県野々市市）、
京都、大阪、岡山、熊本、鹿児島
- ③ 工 場：京都（京都府久世郡）

(8) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比較増減	平 均 年 齢	平均在籍年数
男 性	224名	1名増	36.2歳	11.8年
女 性	131名	12名増	30.8歳	6.8年
合計または平均	355名	13名増	34.2歳	9.9年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時社員14名及び嘱託社員3名は含んでおりません。

2. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 74,699,780株
- (2) 発行済株式の総数 21,534,647株（自己株式3,209,653株を除く。）
- (3) 当事業年度末の株主数 19,858名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 英 和 商 事	1,974,139株	9.16%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,603,700株	7.44%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	790,200株	3.66%
小 田 博 英	742,137株	3.44%
齋 藤 三 映 子	530,362株	2.46%
片 山 正 規	515,706株	2.39%
加 藤 賢 二	502,637株	2.33%
大 成 化 工 株 式 会 社	466,870株	2.16%
小 田 将 博	436,904株	2.02%
中 川 亜 沙 美	436,904株	2.02%

- (注) 1. 当社は、自己株式3,209,653株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切捨てて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年1月28日開催の取締役会の決議に基づき、2022年3月31日最終の株主名簿に記載された株主に対して、2022年4月1日付で、その所有する普通株式1株を1.1株に分割いたしました。

3. 新株予約権等に関する事項

当社が2021年3月25日に発行いたしました自己株式を活用した第三者割当てによる第1回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の行使状況につきましては、以下のとおりであります。

当事業年度に権利行使された新株予約権の数	4,980個
当事業年度の交付株式数	547,800株
当事業年度の権利行使に係る平均行使価額等	1,397円
当事業年度の権利行使に係る資金調達額	765,574千円
当事業年度末における未行使の新株予約権の数	1,620個

(注) 2022年3月17日開催の取締役会において、2022年4月1日付で上記新株予約権の全部を取得し、取得後直ちに本新株予約権の全部を消却することを決議いたしました。なお、2022年4月1日付で、本新株予約権の取得及び消却は完了しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	小 田 博 英	株式会社英和商事代表取締役社長
常務取締役	廣 瀬 俊 二	
常務取締役	平 田 律 雄	総務部長
取 締 役	山 崎 正 哉	経営企画部長
取 締 役	河 村 省 吾	生産部長
取 締 役	原 正 和	弁護士 三露産業株式会社監査役
取 締 役	種 田 ゆ み こ	公認会計士 税理士 地方独立行政法人大阪市民病院機構社外監事 大阪中河内農業協同組合社外監事 株式会社ショーエイコーポレーション取締役監査等委員 住江織物株式会社社外取締役
常勤監査役	瀧 村 明 泰	
監 査 役	村 田 智 之	公認会計士 税理士 三笠産業株式会社社外取締役 株式会社ヴィンクス社外監査役 寧薬化学工業株式会社社外取締役 株式会社船井総合研究所社外取締役
監 査 役	竹 仲 勲	税理士 I T L 株式会社代表取締役 株式会社ジェリフ社外監査役

監 査 役	岡 森 久 倫	公認会計士 税理士 株式会社関西ベンチャーインキュベート取締役
-------	---------	---------------------------------------

- (注) 1. 取締役原正和氏及び取締役種田ゆみこ氏は、社外取締役であります。
2. 監査役村田智之氏、監査役竹仲勲氏及び監査役岡森久倫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役村田智之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役竹仲勲氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役岡森久倫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役原正和氏、取締役種田ゆみこ氏、監査役村田智之氏、監査役竹仲勲氏及び監査役岡森久倫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
7. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役原正和氏、取締役種田ゆみこ氏、監査役瀧村明泰氏、監査役村田智之氏、監査役竹仲勲氏及び監査役岡森久倫氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、故意による法令違反に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等については業績に応じた評価を行うこととし、売上高や利益、各取締役の職責や成果等、会社の業績に関する経営指標等を十分に勘案し算定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬は、2015年6月19日開催の第36回定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役は30百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は1名）です。

監査役の報酬は、2008年6月24日開催の第29回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外

監査役は2名)です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬は、基本報酬と賞与により構成しております。取締役の基本報酬は、取締役会の委任に基づき、定時株主総会において決議された報酬額を上限として、常務取締役2名が前期の業績を勘案して報酬案を策定し、代表取締役社長小田博英が決定しております。取締役の賞与は、常務取締役2名が前期の業績を勘案して報酬案を策定し、代表取締役社長小田博英が決定しております。賞与の支給の有無については、当期の業績を勘案して代表取締役社長小田博英が決定しております。

取締役会は、当該委任によることが、当社における取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	258,566千円 (16,077千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	27,850千円 (19,166千円)
合 計	11名	286,417千円

(注) 1. 上記の取締役及び監査役の報酬等の額には、定額報酬のほか賞与29,668千円(うち社外取締役1,402千円、社外監査役1,703千円)及び当事業年度に繰入れた役員退職慰労引当金65,835千円(うち社外取締役2,075千円、社外監査役1,983千円)を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役原正和氏の兼職先である三露産業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

取締役種田ゆみこ氏の兼職先である地方独立行政法人大阪市民病院機構、大阪中河内農業協同組合、株式会社ショーエイコーポレーション及び住江織物株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役村田智之氏の兼職先である三笠産業株式会社、株式会社ヴィンクス、寧薬化学工業株式会社及び株式会社船井総合研究所との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役竹仲勲氏の兼職先である I T L 株式会社及び株式会社ジェリフとの間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役岡森久倫氏の兼職先である株式会社関西ベンチャーインキュベートとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	原 正 和	当事業年度開催の取締役会17回のうちすべてに出席し、企業法務に精通した弁護士として、独立した客観的な立場に基づき、法的な面はもちろん倫理・道徳面も含めた多面的かつ建設的な発言を積極的に行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
取 締 役	種 田 ゆみこ	当事業年度開催の取締役会17回のうちすべてに出席し、企業会計と税務に精通した公認会計士及び税理士として、独立した客観的な立場に基づき、多面的かつ建設的な発言を積極的に行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
監 査 役	村 田 智 之	当事業年度開催の取締役会17回のうちすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士として培われた専門的な知識・経験等から適宜必要な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回のうちすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	竹 仲 勲	当事業年度開催の取締役会17回中16回に出席し、主に税理士として培われた専門的な知識・経験等から適宜必要な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	岡 森 久 倫	当事業年度開催の取締役会17回のうちすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士として培われた専門的な知識・経験等から適宜必要な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回のうちすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 監査法人和宏事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 代表取締役社長は訓示等で繰り返し遵法性確保の重要性や判断基準等を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、総務部を中心に役職員教育を行っております。

(ロ) コンプライアンス委員会は、社内のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。社内のコンプライアンスの状況の監査は、内部監査室が定期的を実施し、その結果を代表取締役社長、内部統制委員会、監査役会及び会計監査人に報告しております。

また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接相談することを可能とするため、相談窓口を社内外にそれぞれ設けております。この相談窓口については、全役職員が常時閲覧可能な社内イントラネットに掲載することにより周知徹底されております。相談を受けた場合はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、全社的に再発防止策を実施いたします。

(ハ) コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を代表取締役社長及びコンプライアンス委員会に報告いたします。また、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具現化しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存しております。

取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスについては、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを制定しており、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては経営危機管理規程及び経営危機管理マニュアルを制定しております。また、リスクが具現化したときの対策については、経営危機対策規程及び経営危機管理マニュアルの定めに従い、迅速な対応を図ることとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等に定められた意思決定のための社内ルールに従い、適正かつ効率的に職務が執行される体制をとっております。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

(イ) 取締役及び部門長は、各担当部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。

(ロ) 内部監査室は、取締役及び監査役が支出する経費及び部門ごとに業務全般にわたる内部監査を定期的実施し、その結果を代表取締役社長、監査役会及び会計監査人に報告しております。また、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行い、業務の適正を確保いたします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、その職務を補助するために、必要に応じて使用人を置くことができるものとしております。

なお、当該使用人の独立性確保の見地より、人事異動、評価、懲罰については監査役の同意を必要としております。

- ⑦ 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助するため、必要に応じて使用人を置き、当該使用人に監査役の指示による調査の権限を認めております。また、使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、代表取締役社長または取締役会に対して必要な要請を行うこととしております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定することとしております。
- (イ) 具体的には、取締役は次に定める事項を監査役に報告することとしております。
- a. 重要な会議で決議された事項
 - b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c. 毎月の経営状況として重要な事項
 - d. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - e. 重大な法令・定款違反
 - f. その他コンプライアンス上重要な事項
- (ロ) 使用人は、前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとしております。
- ⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合及びコンプライアンス違反事項を認識した場合には、速やかに監査役へ報告を行うこととしております。また、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行われないう規程を整備しております。
- ⑩ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計等の専門家を活用することができることとしております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役の求めに応じて意見交換会を設定しております。また、常勤監査役に社内の主要な会議の開催を通知し、その出席及び発言の機会を妨げません。また、必要に応じて法律・会計等の専門家に委託し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証しております。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(イ) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、反社会的勢力からの不当な要求を一切受け付けず、警察当局及び弁護士等と協力し、連携を図りながら反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度で臨むことを基本的な考え方としております。

(ロ) 整備状況

当社は、総務部を対応部署とし、警察当局及び顧問弁護士等と協力し、連携を図りながら社内イントラネット等にて情報を提供・共有することで、継続的な啓蒙・教育活動に取り組んでおります。

新規の取引先については、当該取引先が反社会的勢力に該当するか否かを社内においてネットワーク情報等を用いて調査し、該当しないと判断した場合には、社内の所定の手続きを経て、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んだ取引契約書または反社会的勢力排除に関する覚書を当該取引先と締結しております。

また、当社においては、京都地区企業防衛対策協議会に所属し指導を受けるとともに、反社会的勢力に関する情報収集を行い、地域企業との連携も図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、当社の従業員に対し、コンプライアンスについて定例的な社内研修及び教育を行うことにより、法令及び社内規程等を遵守するための取り組みを継続的に実施しております。また、当社は、総務部長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的で開催し、法令及び社内規程等の遵守状況を審議したうえで、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しております。

② 情報の保存・管理体制に関する取り組み

当社は、取締役会等の主要会議の議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書管理規程その他の関連規程に基づき、法令等に準拠した適切な保存期間を設定し、文書その他の情報を適切に保存・管理しております。また、これらの情報については、すべての取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できるようにしております。

③ リスク管理体制に関する取り組み

当社は、経営危機管理規程、経営危機管理マニュアル及び経営危機対策規程を定め、リスクの特定及び対応策の策定並びに定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、安全衛生委員会を中心として、全従業員に対し、火災や地震等の災害を想定した訓練を適宜行っております。

④ 取締役の職務の執行に関する取り組み

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成し、監査役4名も出席したうえで開催しており、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行を監督しております。

⑤ 監査役の職務の執行に関する取り組み

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて必要に応じ臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づいて会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行っております。さらに、取締役会に出席するとともに取締役と対話を行い、内部監査室及び会計監査人と連携し、取締役の職務の執行状況を監査しております。また、常勤監査役は、主要な稟議書を確認し取締役の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べ、監査の実効性を確保しております。

⑥ 内部監査の実施に関する取り組み

内部監査室は、内部監査実施計画書に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施しております。

⑦ 反社会的勢力の排除に関する取り組み

新規の取引先との間における反社会的勢力排除の覚書の締結を徹底するとともに、本社においては京都地区企業防衛対策協議会に所属し指導を受け、反社会的勢力に関する情報の収集と共有を図ることにより、反社会的勢力との関係を遮断しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。万一、当社株式の大量買付を企画する者が出現した場合には、社外の専門家も交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行います。そして、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の可否及びその内容等を速やかに決定して開示し、そのうえで適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

なお、制度としての敵対的買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つと捉えており、買収行為を巡る法制度の整備や関係当局の判断及び見解、社会の動向も見極め、今後必要に応じて検討してまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する長期・安定的な株主還元を重要な経営課題の一つと考えております。将来の事業展開への備えと財務体質の強化のために必要な内部留保に配慮しつつ、継続的・安定的な配当を実施することを目指すとともに、株主価値の向上を図ること等を目的とした株式分割、自己株式の取得等については、市場環境や資本効率等を総合的に勘案したうえで実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業規模の拡大や製造設備・研究開発等の投資、財務基盤の強化、安定的な配当を継続するための原資等として備え、必要に応じて活用したいと考えております。

また、剰余金の配当につきましては、配当性向30%を目途として、継続的・安定的に実施できるよう努めております。

当期の配当につきましては、1株当たり普通配当を20円とさせていただきたく存じます。この結果、当期の配当性向は30.5%、純資産配当率は4.8%となります。

(5) 持続的な成長と中長期的な企業価値向上に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、独自の「コーポレート・ガバナンス ガイドライン」を制定し、実行しております。

「コーポレート・ガバナンス ガイドライン」は、当社が目指す未来である「コタビジョン」を構成する「コタベーシック」（基本的な考え方）及び「コタプリンシプル」（事業活動の方向性・行動指針）をすべてのステークホルダーの皆様と共有し、最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを目的としております。「コタベーシック」は、「創業精神」と3つの理念である「創業理念」、「経営理念」、「基本理念」から構成されており、「コタプリンシプル」は、「2つのミッション」とそれを実現するための「独自のビジネスモデル」と「コーポレートスローガン」、それらを支える「製品」から成り立っております。当社は、「コタビジョン」に基づいたコーポレート・ガバナンスを充実させることで経営の健全性及び透明性を確保し、ステークホルダーからの期待と信頼に係る責任を十分に果たしながら、永続・発展できる企業を目指しております。

(6) ものづくり（研究開発・生産）の取り組み

当社では、極めて厳格な品質管理基準に基づき、研究開発から製造まで一貫した「安心・安全」、「高品質」かつ「高付加価値」なものづくりに取り組んでおります。

まず、研究開発面では社内に設置している製品開発委員会において市場動向、価格、原料、品質、コンセプト等を検討し、その結果を受けながら研究部の各製品部門の開発チームにおいて開発を進める体制をとっており、産学連携を含めた素材研究や基礎研究を通して、新たな製品開発に応用できる探索を進めております。なお、原料・成分につきましては、自然のやさしさと科学の力を融合させながら、人にも地球にもやさしい原料にこだわる「ネイチャー&サイエンス」という考えのもと、サステナブルなオーガニック成分を積極的に採用し、髪本来の美しさを追求し続けております。

また、生産面では安心・安全なものづくりにより、高品質な製品を市場に安定的に供給することで、当社や当社製品に対する信頼の向上に努めるために、最新設備の導入等といったハード面の充実はもとより「人の目、人の手を活かしたものづくり」といったソフト面も大切にしており、生産設備と熟練した人の技術を融合させたものづくりに取り組んでおります。

当社では、上記の特徴を活かしながら、コーポレートスローガンである「女性は髪からもっと美しくなれる」を具現化した製品を、美容室を通じて提供し続ける方針であります。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

項 目	第43期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 第42期 (2021年3月31日現在)	項 目	第43期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 第42期 (2021年3月31日現在)
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	8,562,872	7,813,482	流 動 負 債	2,306,984	1,881,891
現金及び預金	5,819,221	5,387,279	買掛金	170,299	221,157
受取手形	31,012	23,153	未払金	858,627	627,257
売掛金	1,369,996	1,163,564	未払費用	221,875	192,981
有価証券	-	50,000	未払法人税等	477,335	428,695
商品及び製品	847,935	773,708	未払消費税等	153,264	92,511
仕掛品	50,425	30,249	賞与引当金	256,370	247,842
原材料及び貯蔵品	398,388	333,295	役員賞与引当金	-	1,250
前払費用	38,019	28,544	製品自主回収関連費用引当金	90,499	-
その他	7,894	23,737	その他	78,712	70,196
貸倒引当金	△23	△50	固 定 負 債	1,237,976	1,122,325
固 定 資 産	4,522,121	3,772,205	退職給付引当金	240,322	236,218
(有形固定資産)	(3,587,016)	(2,902,600)	役員退職慰労引当金	629,441	563,605
建築物	1,345,512	1,313,038	資産除去債務	215,313	187,278
構築物	9,789	10,922	預り保証金	152,900	135,223
機械装置	69,147	25,532	負 債 合 計	3,544,961	3,004,217
車両運搬具	26,204	25,734	純 資 産 の 部		
工具器具備品	61,191	62,325	株 主 資 本	9,538,152	8,576,902
土地	1,303,955	1,353,039	資本金	387,800	387,800
建設仮勘定	771,214	112,007	資本剰余金	642,346	331,013
(無形固定資産)	(65,866)	(55,509)	資本準備金	330,800	330,800
ソフトウェア	22,270	44,797	その他資本剰余金	311,546	213
ソフトウェア仮勘定	37,580	4,619	利益剰余金	11,185,739	10,146,476
電話加入権	5,970	5,970	利益準備金	46,800	46,800
施設利用権	45	123	その他利益剰余金	11,138,939	10,099,676
(投資その他の資産)	(869,238)	(814,095)	固定資産圧縮積立金	80,880	83,891
投資有価証券	192,686	192,963	別途積立金	4,100,000	4,100,000
長期貸付金	19,395	21,989	繰越利益剰余金	6,958,059	5,915,785
長期前払費用	7,997	7,528	自己株式	△2,677,732	△2,288,387
差入保証金	181,408	196,452	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,061	1,235
繰延税金資産	463,951	391,361	その他有価証券評価差額金	1,061	1,235
その他	3,800	3,800	新 株 予 約 権	818	3,333
資 産 合 計	13,084,993	11,585,688	純 資 産 合 計	9,540,032	8,581,471
			負 債 及 び 純 資 産 合 計	13,084,993	11,585,688

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	第43期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		(ご参考) 第42期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	
	売上高		8,691,327	
売上原価		2,484,221		2,095,686
売上総利益		6,207,106		5,228,926
販売費及び一般管理費		4,055,925		3,608,029
営業利益		2,151,180		1,620,897
営業外収益				
受取利息及び配当金	4,744		4,124	
受取手数料	4,352		—	
受取補償金	—		45,859	
その他	23,526	32,624	25,334	75,318
営業外費用				
支払手数料	48		34,058	
その他	6,108	6,156	4,709	38,767
経常利益		2,177,647		1,657,447
特別損失				
製品自主回収関連費用	158,007	158,007	—	—
税引前当期純利益		2,019,639		1,657,447
法人税、住民税及び事業税	698,537		515,531	
法人税等調整額	△72,513	626,024	△27,270	488,260
当期純利益		1,393,615		1,169,187

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第43期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2021年4月1日 期首残高	387,800	330,800	213	331,013	46,800	83,891	4,100,000	5,915,785	10,146,476
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△354,353	△354,353
当期純利益								1,393,615	1,393,615
固定資産圧縮積立金の取崩						△3,011		3,011	－
自己株式の取得									
自己株式の処分			311,333	311,333					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	311,333	311,333	－	△3,011	－	1,042,273	1,039,262
2022年3月31日 期末残高	387,800	330,800	311,546	642,346	46,800	80,880	4,100,000	6,958,059	11,185,739

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2021年4月1日 期首残高	△2,288,387	8,576,902	1,235	1,235	3,333	8,581,471
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△354,353				△354,353
当期純利益		1,393,615				1,393,615
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
自己株式の取得	△846,165	△846,165				△846,165
自己株式の処分	456,821	768,154				768,154
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△174	△174	△2,514	△2,689
事業年度中の変動額合計	△389,344	961,250	△174	△174	△2,514	958,560
2022年3月31日 期末残高	△2,677,732	9,538,152	1,061	1,061	818	9,540,032

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(ご参考) 第42期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位: 千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2020年4月1日 期首残高	387,800	330,800	88	330,888	46,800	86,918	4,100,000	5,065,869	9,299,588
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△322,298	△322,298
当期純利益								1,169,187	1,169,187
固定資産圧縮積立金の取崩						△3,026		3,026	—
自己株式の取得									
自己株式の処分			124	124					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	124	124	—	△3,026	—	849,915	846,888
2021年3月31日 期末残高	387,800	330,800	213	331,013	46,800	83,891	4,100,000	5,915,785	10,146,476

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2020年4月1日 期首残高	△2,274,959	7,743,316	1,073	1,073	－	7,744,389
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△322,298				△322,298
当期純利益		1,169,187				1,169,187
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
自己株式の取得	△13,672	△13,672				△13,672
自己株式の処分	244	369				369
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			162	162	3,333	3,495
事業年度中の変動額合計	△13,427	833,585	162	162	3,333	837,081
2021年3月31日 期末残高	△2,288,387	8,576,902	1,235	1,235	3,333	8,581,471

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

コタ株式会社
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 南 幸 治
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平 岩 雅 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コタ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月9日

コタ株式会社 監査役会

常勤監査役	瀧村明泰	Ⓔ
社外監査役	村田智之	Ⓔ
社外監査役	竹仲勲	Ⓔ
社外監査役	岡森久倫	Ⓔ

以上

COTA VISION ～当社が目指す未来～

コタでは、「共有すること」を大切にしています。
全役員、全従業員、さらには、お客様、株主、お取引業者、地域社会など、
コタを取り巻くすべてのステークホルダーの皆様と、コタという会社を
共有したいと考えています。

「共有すれば強くなる」

コタビジョンを通じて、皆様とコタという会社を「共有」できれば、
コタはもっと強く、もっと「いい会社」になれると考えています。

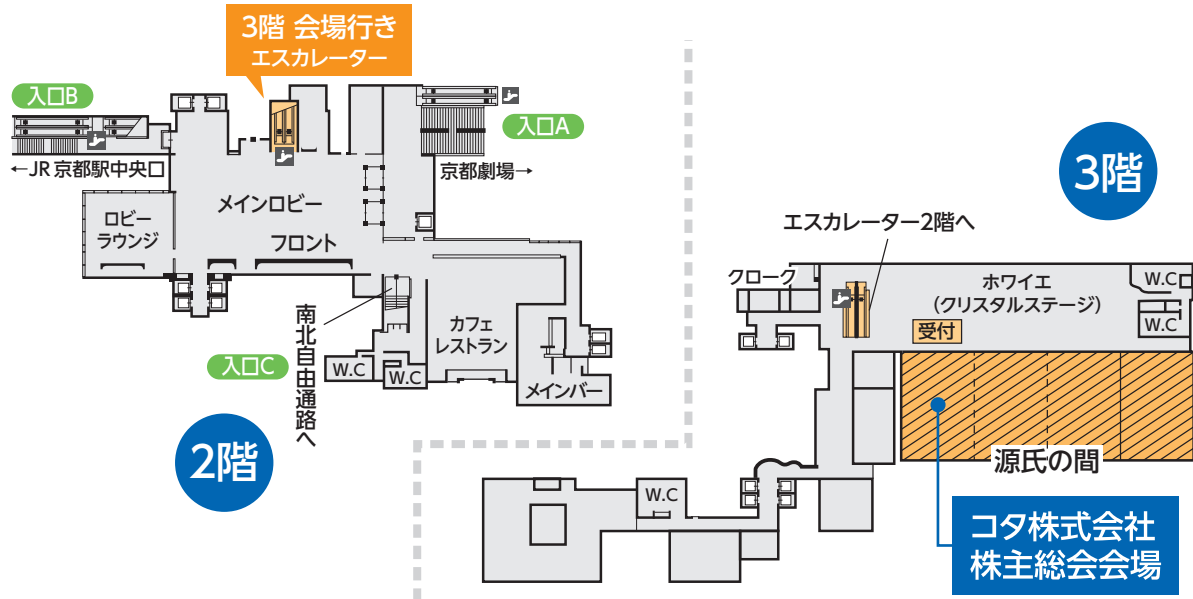
MOVIE



共有すれば強くなる

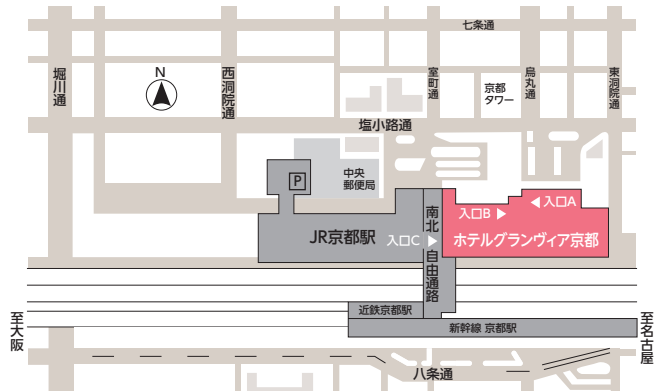
株主総会会場ご案内図

京都市下京区烏丸通塩小路下ル(京都駅ビル内)
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」



○ホテル正面(1階)よりお越しの株主様は **入口A** から、
JR京都駅中央口よりお越しの株主様は **入口B** から、
南北自由通路よりお越しの株主様は **入口C** から、
ホテルグランヴィア京都2階メインロビーにお越しのうえ、
エスカレーターにて3階「源氏の間」までお越しください。

○なお、京都駅ビルには駐車場はございますが、混雑が予想
されますので、公共交通機関をご利用ください。



○ホテルグランヴィア京都(株主総会会場)は、JR京都駅に直結しております。

